

外国特許トピックス

2018年1月

特許業務法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ベトナム特許法改正

ベトナムにおいて、長期間にわたる準備や検討を経て、昨年11月19日付で特許・実用新案・意匠・商標の手続きに関する法改正(旧法 Circular No.01/2007/TT-BKHHCN を一部修正・追加して新法 Circular No.16/2016/TT-BKHHCN に改正)が公表され、2018年1月15日付けで新法が実施されるに至りました。改正の目的は、ベトナム国内の特許制度の整備と特許制度の利用促進にあります。手続き期限に関する変更が目立ちますので、今回は特許(実用新案含む)に関する手続き期限の変更について主な改正点をピックアップして紹介いたします。

(1) PCT 国内移行期限の延長廃止

旧法において、ベトナムへの PCT 国内移行期限は優先日から 31 ヶ月で、所定の費用を支払うことにより移行期限を 6 ヶ月延長することができましたが(旧法 Rules 27.4.b および 27.5.b)、新法において、この 延長制度は廃止 されることになりました(新法 Rule 2)。

(2) 審査請求期限の延長

旧法において、審査請求期限は特許に関しては優先日から 42 ヶ月、実用新案に関しては優先日から 36 ヶ月で、正当な理由を提示することで手続き期限を 6 ヶ月延長することができましたが(旧法 Rule 25.1.a(ii))、新法においてはこの延長を認める理由を制限し、出願人が証明可能な不可抗力な事態(自然災害など)に遭遇した場合や客観的な障害(病気、出張、遠隔地での研究など)が存在する場合にのみ、6 カ月延長を認めることになりました。(新法 Rule 25.1.a(ii))。

ただし、不可抗力の事態や客観的な障害というものについての判断基準が不明確であるため、安全サイドに立ち、審査請求期限はあくまで特許は優先日から 42 ヶ月、実用新案は優先日から 36 ヶ月で手続き管理をすべきであるとコメントしている現地代理人もおります。

(3) 庁指令通知応答期間の変更

旧法において、書誌的事項に関する庁通知への応答期限は庁通知発行日から 1 ヶ月でしたが(旧法 Rule 13.6.a)、新法において 庁通知発行日から 2 ヶ月 に変更されました(新法 Rule 13.6.a)。また、実体審査に関する庁通知(拒絶理由通知)への応答期限についても、旧法においては庁通知発行日から 2 ヶ月でしたが(旧法 Rules 15.7.a(i)(ii))、新法において 庁通知発行日から 3 ヶ月 に変更されました(新法 Rules 15.7.a(i)(ii))。

応答期限延長について、書誌的事項に関する庁通知の場合は 1 回のみ 2 ヶ月延長ができ、拒絶理由通知の場合は 1 回のみ 3 ヶ月延長ができることとなります。従いまして、書誌的事項に関する庁通知の応答期限は延長を含み最大で 4 カ月、拒絶理由通知の応答期限は延長を含み最大で 6 ヶ月となります。

※応答期限変更は、2018年1月15日以降に発行された庁通知に対して適用されます。

(4) 特許料納付期間の変更

旧法において、特許料納付期限は庁通知発行日から 1 ヶ月でしたが(旧法 Rule 15.7.a(iii))、新法において 庁通知発行日から 3 ヶ月 に変更されました(新法 Rule 15.7.a(iii))。

【旧法と新法の比較】

改正事項	旧法	新法
PCT 国内移行期限の延長	所定の費用を支払うことにより移行期限を 6 ヶ月延長可	廃止
審査請求期限の延長	正当な理由を提示することで手続き期限を 6 ヶ月延長可	不可抗力事態や客観的な障害が発生した場合にのみ、6 カ月延長可
書誌的事項指令通知応答期間	庁通知発行日から 1 ヶ月	庁通知発行日から 2 ヶ月
拒絶理由通知応答期間	庁通知発行日から 2 ヶ月	庁通知発行日から 3 ヶ月
特許料納付期間	庁通知発行日から 1 ヶ月	庁通知発行日から 3 ヶ月